

報道関係者 各位

令和6年9月18日発表

【照会先】

福岡東労働基準監督署

第一方面主任監督官 ひわたし 樋渡 知幸

(代表電話) 092 (661) 3770

(時間外) 092 (661) 3932

労働安全衛生法違反容疑で書類送検 ～スレート屋根の踏み抜き防止措置を講じていなかったこと～

福岡東労働基準監督署（署長 おがわ せいご 征午）は、本日、労働安全衛生法違反の疑いで、池田鋳金加工業代表者を福岡地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和6年3月9日、福岡県糟屋郡粕屋町内で、被疑者の施工する倉庫屋根改修工事現場に派遣された被災者が、倉庫屋根上での作業に従事するに当たって、当該屋根はスレートで葺かれていたため、踏み抜きの危険性があったにもかかわらず、歩み板を設け、防網を張る等、踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなかったもの。

1 被疑者

池田鋳金加工業 代表者

所在地 福岡県那珂川市

事業内容 板金工事業

2 違反条文

労働安全衛生法違反

同法第21条第2項

労働安全衛生規則第524条（スレート等の屋根上の危険の防止）

同法第119条第1号（罰則）

3 災害の概要

令和6年3月9日、被災者が倉庫スレート屋根上で作業を行っていたところ、スレートを踏み抜き、高さ11メートル下のコンクリート床面に墜落し、頭部損傷によるくも膜下出血、びまん性軸索損傷等のほか、左半身に骨折等の傷害を負った労働災害が発生しました。なお、被災者には、後遺症として脳機能障害、運動障害等が残存する可能性があります。

4 被疑内容

労働安全衛生法において、事業者は、スレート等の材料で葺かれた屋根上で作業を行う場合において、屋根の踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないと規定されています。また、これらの措置を講じなかった者には罰則が科されます。

本件において、被疑者は、被災者をスレートで葺かれた屋根上での作業に従事させるにあたり、踏み抜きによる危険のおそれあったにもかかわらず、上記の危険防止措置を講じていなかったものです。

【参照条文】

労働安全衛生法

第21条（略）

- 2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（罰則）

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで（略）の規定に違反した者（以下略）

○労働安全衛生規則

（スレート等の屋根上の危険の防止）

第524条 事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が三十センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。